Ⅲ 目標と方針

1. 千代田区自転車利用ガイドラインで目指す姿(ビジョン)

「安全で快適な自転車利用ができる都心 千代田区」

千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々が、通勤、通学、買い物、業務、観光、 リクリエーションなど多様な目的のために、身近な交通手段として安全で快適に自転車を 利用できるまちを目指す。

その実現に向け、以下に示す**『快適にはしる』**(走行空間の整備)、**『きちんととめる』**(駐車環境の整備)、**『みんなでつかう』**(共同利用の促進)、**『正しくまもる』**(安全な自転車利用)の「**4つの柱**」を推進する。

『快適にはしる』 (安全で快適な走行空間の整備)







2. 基本方針

(1) 快適にはしる

道路管理者(国・都・区)と交通管理者(警察)の連携による安全な自転車走行空間の確保とネットワークの構築を推進する。

道路管理者と交通管理者が連携し、広幅員で放射と環状の骨格機能を担う幹線道路で自転車走行空間のネットワークを整備することを基本としつつ、ネットワークを補完する枝線における自転車走行空間の整備を推進する。

(2) きちんととめる

鉄道駅周辺や駐車需要が見込まれる地域において、区、関係行政機関、事業者等が連携し、駐輪場整備を推進する。

自転車の駐車スペースの需要が高い鉄道駅周辺や、自転車駐車スペースの需要が見込まれる地域において、区、関係行政機関、事業者が連携し、公共施設はもとより、民間施設やオープンスペースの活用を含めた駐輪場整備を推進する。

(3) みんなでつかう

都心の交通体系の一つとして、区民等、事業者の身近な移動手段としての自転車の共 同利用を促進する。

都心の交通体系の一つとして、環境負荷低減となる自転車移動の促進、放置自転車の減少、自転車総数の抑制を図るため、また、地域の活性化や都市観光の振興を図るため、区民等、事業者の身近な交通手段となるレンタサイクルやサイクルシェア、コミュニティサイクルなどの共同利用を推進する。

(4) 正しくまもる

安全な自転車利用に向けて、区民等、事業者への自転車利用のルールやマナーの周知・ 啓発を推進する。

区、関係行政機関、区民等、団体、事業者が連携を図りながら、自転車走行ルールの遵 守や駐輪マナー向上などの周知啓発の推進に取り組み、安全で快適な自転車利用を推進す る。

区民等・・・・・区民、昼間区民(来街者を含む)

関係行政機関・・・国道・都道管理者、交通管理者(警察)など

団体・・・・・・商店街、地域協議会など

事業者・・・・・民間事業者、鉄道事業者、自転車販売店など

3. 各主体の役割

千代田区自転車利用ガイドラインで示す各主体の役割

安全で快適な自転車利用環境の整ったまちとするためには、自転車走行空間、駐輪場の整備や自転車の共同利用、自転車ルールの遵守、マナーの向上について、様々な主体が、それぞれの役割のもと、協力・協調しながら、共通する課題の解決や目的の実現に取り組んでいく。

その中で、千代田区および関係行政機関においては、自転車走行空間等の整備や、区、 区民等、団体、事業者との協働の取組を推進し、活動の支援を行う。また、区民等、団体、 事業者においては、それぞれが自転車ルールの遵守、マナーの向上、自転車走行空間・駐 車場の整備等へ協力するとともに自らも主体的に実施していく。

あわせて、様々な主体間で、情報の共有や対話などを通じて、対等・平等の立場で協力・ 協調しながら、それぞれの役割のもと、共通する課題の解決や目的の実現を目指す。

図 各主体による協働と役割

